

2018年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について(福祉課)

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の低所得者介護制度等利用負担扶助事業により利用料の助成を実施します。

## ★(2)介護保険利用の際の手続き(福祉課)

介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

現行のとおり、福祉課窓口、地域包括支援センター窓口にて実施します。

## (3)基盤整備について(福祉課)

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画に基づき、施設整備等の基盤整備を進めます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

現行のとおり実施します。

## ★(4)総合事業について(福祉課)

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

継続が必要な方には、引き続き利用ができる体制を整えています。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

国のガイドラインに従い、本町にあった事業を検討し、必要な事業費の確保と助成に努めます。

## (5)高齢者福祉施策の充実について(福祉課)

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

今後も憩いのサロン・体操サロン事業を推進します。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度を実施しています。

## ★(6)障害者控除の認定について(福祉課)

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

現行のとおり実施します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

## 2. 国保の改善について（①～⑥保険医療課、④収納課）

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

減免制度については、現行制度を継続します。

保険税については、全体の財政バランスを考慮しながら、適正な賦課に努めます。

- ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書世帯であっても18歳到達の年度末まで短期保険証を発行しています。

また、継続して分納している世帯については、原則有効期限6か月の短期保険証を交付しています。

- ★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。(保険医療課)滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。(収納課)

対象者とは納税相談の上、短期保険証を発行しています。

差押処分を実施する際は、差押え禁止財産になるか精査し適正に処理しています。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

「武豊町国民健康保険医療費一部負担減免等事務取扱規準」により実施します。

- ⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

対象者には、申請勧奨のお知らせを送付しています。なお、平成30年度から、従来の勧奨ハガキから、必要事項を印字した申請書の送付に変更しています。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など（収納課）

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押処分を実施する際は、差押え禁止財産になるか精査し適正に処理しています。また、滞納者との納税相談を実施し、実情を把握して対応します。

## 4. 生活保護について(福祉課)

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の実施機関であります、知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。就労支援、生活指導につきましては、福祉事務所と連携し適切に対応してまいります。

- ★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

福祉事務所と連携し、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

福祉事務所と連携し、適切に対応してまいります。

## 5. 福祉医療制度について(①～③保険医療課、④福祉課)

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(保険医療課)

現行制度で実施していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。(保険医療課)

現行制度で実施していきます。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。(保険医療課)

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大し実施しています。

自立支援医療(精神通院)の対象者に、精神科通院の医療費助成を実施しています。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。(福祉課)

現行通り福祉課の窓口で対応してまいります。

## 6. 子育て支援について(学校教育課、子育て支援課、福祉課)

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

(生涯学習課)

平成28年8月から地域未来塾「ゆめたろう塾」(無料)を開始しました。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

「愛知子ども調査」において、知多半島圏域の子どもの貧困率が示されていますので、町独自で調査をする考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。(子育て支援課、福祉課、学校教育課)

ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業については、現在計画はありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。(学校教育課)

生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下で実施していきます。  
入学説明会等で説明しています。支給内容は現行で実施します。  
入学準備金の新学期開始前支給は、H31年度分より実施予定です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。(学校教育課、生涯学習課、企画政策課)

平成28年8月から地域未来塾「ゆめたろう塾」(無料)を開始しました。  
平成30年度からNPO団体が提案型協働事業交付金を利用して子ども食堂を開始しました。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。(学校教育課)

学校給食法に基づき食材費のみ保護者負担としています。  
給食費未納を理由に給食を食べられないことはありません。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。(子育て支援課)

町内の私立の保育施設からの要請に基づき検討します。

## 7. 障害者・児施策の拡充について(福祉課)

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

体制整備につきましては、圏域で検討してまいります。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

通園等につきましては、自立習慣化するまでの期間のみの支給としております。  
施設入所者においても、必要に応じて、余暇利用、通院について移動支援時間として支給対象としております。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

受診時間、院内待ち時間について移動支援時間として認めています。  
ヘルパー利用については現行のと通りの取り扱いとします。

- ② 障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

現行の制度で実施してまいります。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

一律に介護保険サービスを優先することなく、状況を考慮し支給決定しています。  
また、介護保険サービス利用の際は、事前に窓口等で説明を行っております。

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

現行の制度で実施してまいります。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。  
また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

現行の制度で実施してまいります。  
なお、福祉教育につきましては、社会福祉協議会と連携し実施しています。

## 8. 予防接種について(健康課)

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

国・県及び県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担金の引き下げについては、現在考えておりません。  
任意予防接種事業については、現行の内容を検討し、継続実施していきたいと考えます。  
2回目の接種については、対象とせず、現行制度で継続実施してまいります。

## 9. 健診・検診について(健康課)

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しており、産後ケアについて必要な方には訪問等で対応しています。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

現在は妊産婦で1回実施しております。国・県及び県内の市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センターへの歯科衛生士の常勤配置については、現在考えておりません。必要な健診時に非常勤で対応いたします。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書(秘書広報課)

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

1. 2に対する意見書及び要望書については、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしていきます。

以上